

「所功様作成資料 1209」改訂

※備考：下線部はゴシック体で

天皇陛下ご公務の代行方法

- 憲法** ①天皇＝象徴（公人） ②皇位＝世襲（終身） ③国事行為＝内閣の助言と承認
④国事行為の委任→「国事行為の臨時代行に関する法律」（皇位継承者が代行）
⑤摂政＝天皇の名で国事行為を行う。 ⑥天皇が内閣総理大臣と最高裁長官を任命
⑦天皇の国事行為（1 法令を公布する・・・ 10 儀式を行う）（国事に権威を付与）

※ご公務：A＝⑥⑦の国事行為／B＝象徴としての公的行為／C＝皇室行事の祭祀行為

- 典範** ⑩摂政の設置要件：天皇が未成年か、心身の重患・重大事故で国事行為が不可能な時。
⑪就任順位：1 皇太子・皇太孫 2 親王・男王 3 皇后 4 皇太后 6 内親王・女王

改革試案：終身在位の天皇の超高齢化に伴い、摂政の設置要件に高齢を加えるか（困難）、
むしろ心身ご健康な限り、Aは継続して頂き、BとCの代行委任を可能にする。

平成27年（2015）12月現在の皇室構成者（合計20方）（敬称略）〈×故人〉

（既婚男性 5 既婚女性 7 / 未婚男子 1 未婚女子 7）

